

公益財団法人日本スポーツ協会
令和5年度第6回理事会議事録

日 時 令和6年3月6日(水) 15:00~16:50

場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12階 JSPO 大会議室「スタジアム」
※Web 会議を併用

会場出席者

<理事>

遠藤利明会長、越川均、坂元要、益子直美の各副会長、森岡裕策専務理事、山本浩、岩田史昭の各常務理事、池田めぐみ、今浦千信、鹿島丈博、勝田隆、角屋憲正、工藤保子、國吉富美子、高野瑞洋、霊池恵量、東瀬義人、坂東美紀、松井守、丸山由美の各理事

<監事>

藤田裕司

Web 出席者

<理事>

今井純子、上島しのぶ、刈谷好孝、高井志保、田畑綾美、室伏由佳、山倉紀子の各理事

Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

理事総数 28 名、うち出席 27 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

定款第 34 条により、遠藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号：令和 6 年度事業計画及び予算について

(事業計画：森岡専務理事／予算：岩田常務理事)

令和 6 年度事業計画について、以下の通り説明。

「Ⅰ.事業方針」として、創立 100 周年を機に採択した「スポーツ宣言日本」が目指す社会像の実現を目指し、「JSPO 中期計画 2023-2027」に基づき、各委員会においてアクションプランや事業計画を整備し、加盟団体をはじめ関係機関・団体などと連携・協力し、着実にその実現を目指す。

「Ⅱ.事業内容」、「<公 1>国民スポーツ推進事業」では、「1. スポーツイベント開催・競技力向上」として、国民スポーツ大会、日本スポーツマスターズ、「スポーツの日」中央記念行事を実施する。

「2. 国際スポーツ交流推進」では、アジア地区スポーツ交流、ASEAN 諸国におけるスポーツ推進貢献、国際スポーツ・フォー・オール団体との協力、スポーツ関連機関・団体との関係強化を実施する。

「3. スポーツ少年団育成」では、スポーツ少年団の更なる発展を図るため、従前からの各種講習会や大会等を実施し、これらを通して青少年のスポーツ参加の促進を図り、子どもたちにスポーツの喜びを経験する機会を提供することでこころとからだを育む。また、スポーツ少年団の理念の継承と地域スポーツクラブとしての意識の改革を促す。

「4. 地域スポーツクラブ育成・支援」では、令和5年3月に策定・公表した「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2023-2027」に基づき、各種の取組を通して、総合型クラブの活動を推進していく。

「5. スポーツ指導者育成・活用促進」では、全ての人々がスポーツ文化を享受するという基本的な権利を保障し、望ましい社会の実現のために中心となる公認スポーツ指導者を育成するため、各種講習会や研修会を実施する。

「6. スポーツ医・科学推進」では、各種スポーツ医・科学研究に取り組むとともに、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）及び加盟団体と連携・協力し、国民スポーツ大会ドーピング検査を継続実施するとともに、アンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進していく。

「7. 広報活動推進」では、広報活動の推進やスポーツニュース配信活動等に取り組み、当協会のブランド向上を目指す。

「8. 社会貢献活動推進」では、「フェアプレーで日本を元気に」をテーマとしたキャンペーンの積極的な展開を通じて、社会を元気にしていく取組を加盟団体とともに推進していく。また、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰、日本スポーツグランプリ顕彰、スポーツにおける暴力行為等根絶に向けた取組、スポーツボランティア活動の推進を通して、スポーツによる社会貢献活動に努める。

「9. 組織体制充実・強化」では、免税募金、スポーツ会館の管理・運営に努めていく。

「<収 1>マーケティング事業」では、JSPO ファンの獲得と組織の収益力の強化を図るため、JSPO ブランド力を強化する取組や「JSPO スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」を推進し、協賛企業との連携強化と新規協賛企業の獲得などに努めていく。

「<収 2>出版物等販売事業」では、総合情報誌「Sport Japan」やスポーツ指導者向けの教本販売などにより、当協会の財源確保に努めていく。

「<他 1>加盟団体組織体制促進事業」では、加盟団体が、スポーツに対する社会の信頼と期待に応え、自立した組織運営や組織整備ができるよう、スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査などを通じて、ガバナンスの向上に取り組んでいく。

「Ⅲ.組織運営および財政の確立」については、これまで説明した事業の推進にあたり、当協会内に設置した各委員会を中心に事業の企画・立案、実施方法等の検討を行い、効率的な運営に努めていく。

また、組織運営の健全性を維持・確保するため、スポーツ団体ガバナンスコードを踏まえ、より一層コンプライアンスの徹底およびガバナンスの強化に努めるとともに、「JSPO 人材育成計画 2023-2027」に基づき、事務局職員の人材育成を行う。さらに、「JSPO 財務計画 2023-2027」に基づき、財政基盤の安定化を図っていく。

次に令和 6 年度予算について、「損益計算ベース」の予算書を提示し、大きく増額または減額となった項目を中心に、以下のとおり説明。

「基本財産運用益」、「特定資産運用益」、「受取登録料」「受取会費」、「受取負担金」については、前年とほぼ同額。

「事業収益」のうち、参加料収入については、国民スポーツ大会、日本スポーツマスターズの参加料の改定により、約 7,100 万円の増。審査認定料については、大学等を対象とした公認スポーツ指導者養成講習会免除適応コース修了証明書発行方法の変更により、約 4,800 万円の減。協賛金収入については、今年度期中に、日本郵政株式会社が新たに協賛社となったことなどを加味し、約 1,200 万円の増。

「受取補助金等」については、本年 1 月開催の第 5 回理事会において報告した各補助団体・助成団体からの内示額または要望額をもとに編成し、スポーツ振興くじ助成金は、公認スポーツ指導者増による情報誌「Sport Japan」作成数増などにより約 6,300 万円の増。

「受取寄付金」については、秩父宮基金引当資産振替額として新たに 500 万円を計上。当協会では、秩父宮家からの御遺贈金をもとに基金を設立し、毎年「秩父宮記念スポーツ医・科学賞」の表彰を実施している。この表彰式等に係る費用は、秩父宮基金引当資産の運用益を充当しているが、不足が生じているため、特定資産を取り崩す。

以上により、経常収益の合計は、令和 5 年度に対して 1 億 1,122 万 3,000 円増の 40 億 9,590 万 4,000 円を計上。

経常費用の事業費については、情報誌「Sport Japan」作成数増に伴い、通信運搬費および印刷製本費の増、日・韓・中ジュニア交流競技会が日本開催から韓国開催となることにより、渡航費の増、滞在費の減、さらには、物価高騰や各発注業者の人件費の増により、費用全体として増額となる。

経常費用の合計は、令和 5 年度に対して 7,639 万 4,000 円増の 44 億 1,761 万 8,000 円を計上。

経常収益の合計と経常費用の合計の差である当期経常増減額は、3 億 2,171 万 4,000 円の減額計上となった。

経常外増減の部は、収益、費用とも計上はない。

経常増減の部と経常外増減の部、さらには法人税、住民税及び事業税を加えた「当期一般正味財産増減額」は、合計で 3 億 4,372 万 6,000 円の減額計上となった。

『指定正味財産増減の部』は、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰のための秩父宮基金引当資産であり、一部を取り崩すことから 500 万円の減となった。

以上のことから、「正味財産期末残高」は、令和 5 年度に対し 3 億 4,872 万 6,000 円減の 114 億 8,309 万 1,000 円となる。

なお、正味財産が約 3 億 5,000 万円減額となる予算編成としているが、その内、約

2億5,000万円は、主に「JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE」の減価償却費用であり、実質的な資金の減額幅は約1億円となる。

大変厳しい財務状況下ではあるが、JAPAN GAMESへのリブランディングや学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行、スポーツ・インテグリティの確保といった重要案件への投資的側面をもった未来への投資を行うための予算編成としている。

最後に「資金調達の見込みについて」は、特に借入の予定はなく、「設備投資の見込みについて」は、スポーツ少年団登録システム、各種システムの統合構築費を見込んでいる。

以上、令和6年度事業計画、令和6年度予算ならびに資金調達及び設備投資の見込みについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

第2号：評議員選定委員会委員について

(森岡専務理事)

評議員選定委員会委員について、以下の通り説明。

当協会の評議員の選任と解任は、定款第17条第1項により、「評議員選定委員会」にて行っている。評議員選定委員会の任期については、評議員の任期と同一としており、令和5年6月23日に評議員の改選が行われたため、新たな評議員選定委員会委員を選任する必要がある。

委員の構成は、定款第17条第2項において、「評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の計5名で構成」し、同3項において外部委員を理事会にて選任する」と定めていることから、新たな評議員選定委員会委員の外部委員について、以下の通り提案する。委員の任期は「評議員選定委員会規程」第3条第4項により、「委嘱の日から令和9年度定時評議員会終結時まで」とする。

<評議員選定委員会委員（外部委員）>

- ・ 棚村 政行（早稲田大学 法学学術院 教授／弁護士）
- ・ 松永 敬子（龍谷大学 経営学部経営学科 教授）

以上、評議員選定委員会委員の選任について諮り、出席理事全員一致で可決された。

第3号：特定寄付金の募集について

(岩田常務理事)

特定寄付金の募集について、以下の通り説明。

寄付金取扱規程第2条において、当協会が受領する寄付金の定義を定めており、第2項第2号において、特定寄付金の1つとして「当協会が用途を特定して募集する寄付金」と定めている。また、第3条には、寄付金の募集について規定しており、第2項第2号には、「当協会が特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、用途などを説明した趣意書を理事会に提出し、承認を得なければならない。」と定めていることから、当協会が推進している「NO！スポハラ」、スポハラ根絶に向けた取組への特定寄付金の募集について提案する。

平成 25 年に当協会ほか、5 団体が共同で「スポーツにおける暴力行為根絶宣言」を採択してから 10 年が経過したが、スポーツ界における暴力等の不適切行為による事案や相談は後を絶たず、当協会では、暴力等の不適切行為が無くなることを目指し、「暴力行為等相談窓口」の設置や「NO！スポハラ」活動を展開している。

「暴力行為等相談窓口」や「NO！スポハラ」に対しては、JSC からスポーツ振興くじの助成を受けて運営しているが、助成対象経費の内、5 分の 1 から 4 分の 1 は自己資金となる。

また、相談窓口にて受けた内容によって、くじ助成の対象ではない事実確認調査や処分審査が必要となり、この件数は年々増加し、経費が増大している状況。

「スポハラ」は、スポーツの現場における関係者の誰によっても、また誰に対しても起り得るため、当協会は、スポーツに関わるすべての人に、いかなる理由があっても、「スポハラ」はあってはならないもの、ダメなもの、「NO！スポハラ」という価値観をもてるようになることを推進している。

当協会は、スポーツの意義と価値を高めるとともに、スポーツがあらゆる人々に一切の差別、格差なく享受され、スポーツを愛するすべてのみなさまとともに、スポーツと望む未来の実現を目指しており、スポーツ界から暴力等の不適切行為を根絶するため、「NO！スポハラ」活動を推進していくための資金として、特定寄付金を募集するもの。

寄付金使途は、当協会が実施する、スポハラ根絶に向けた取組となり、暴力相談窓口業務運営費、事実調査・不祥事調査業務費、処分審査関係費、調査・事実認定審議関係費、普及関連事業費としている。

寄付金募集総額は、スポハラ根絶に向けた取組に要する年間の見込費用として、1 千万円としている。

寄付金募集期間は、令和 6 年 3 月 7 日から当協会ホームページ等において募集を開始し、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

寄付金募集対象は、個人、企業、団体、機関等を問わず、本趣旨に賛同いただける方としている。

以上、特定寄付金の募集と、趣意書の内容について、文言等の修正が生じた場合の対応については、遠藤会長に一任することを併せて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

(高野理事)

募集期間は 2 年度にまたがる中で、令和 6 年度予算の受取寄付金には計上しておらず、スポハラ根絶に向けた取組事業費については計上している理解でよいか。また、収入については今後補正予算等で対応する理解でよいか。

(岩田常務理事)

財務委員会での議論を経て、現時点で予算案には収入計上はしないが、取組事業費については支出計上することとした。補正予算で対応するかについても今後検討していきたい。

(越川副会長)

これまで特定寄付金で対応した例はあったか。

(岩田常務)

過去には2件対応している。まず、日本体育協会創立100周年記念事業では目標額1億円に対して、受取寄付金は約1億5,600万円であった。また、日本スポーツ少年団創設50周年記念事業では、目標額1,000万円に対して、受取寄付金約590万であった。

(勝田理事)

スポーツハラスメントを根絶していくというメッセージを発信していくことは重要であるが、ネガティブキャンペーンだけに終わらず、スポーツをよりよいものにしていくことを共有していくメッセージについても発信することが重要。

第4号：重要な使用人の選任について

(岩田常務理事)

重要な使用人の選任について、以下の通り説明。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条において、「重要な使用人の選任及び解任」は理事会が行うこととしている。

この法律を踏まえ、当協会における重要な使用人である事務局長、事務局管理監、事務局長代理の選任等については、定款第44条第2項に、「事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。」と規定している。

「JSPO 中期計画 2023 - 2027」の着実な実行や、JAPAN GAMES、部活動の地域連携をはじめとする各種事業の積極的な遂行には、当協会の事務局体制を、今まで以上に強化する必要があることから、事務局の要である「事務局長」を補佐し、効率的な事務局運営を図るため、事務局規程第22条および第30条に基づく「事務局長代理」の登用を以下の通り提案する。就任辞令は、令和6年4月1日付とする。

・事務局長代理 金沢 敬（現事務局次長）

なお、現在、事務局管理監の任にある岡 達生は、事務局規程第32条に基づき、令和6年3月31日をもって役職定年となり、その任から退く。

以上、重要な使用人の選任について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された

第5号：給与規程の改定について

(森岡専務理事)

給与規程の改定について、以下の通り説明。

当協会では、職員の職をその職務に応じて、特別職、一般職及び研究職に区分しており、その内、研究職俸給表の適用を受ける職員に対しては、特殊勤務手当を支給している。

現行の支給額は、第27条第2項のとおり、1等級及び2等級の者、つまり管理職の役職に就いている者には14,000円、3等級及び4等級の非管理職には12,000円

としている。

職員の給与・諸手当については、例年、人事院勧告の内容を参照しながら、職員労働組合との労使交渉を経て改定しているが、特殊勤務手当については、昭和50年に現行の支給額に定められて以来、改定がされていない。

については、人事院勧告や類似組織における研究職の待遇に鑑み、当協会職員間の給与バランスも考慮した上で、同手当の支給額を、1等級の室長35,000円、1等級の室長代理30,000円、2等級の室長代理25,000円、2等級の主任研究員20,000円、その他2・3・4等級の者15,000円に増額することとする。

なお、施行日は、附則のとおり、令和6年4月1日からとする。

以上、給与規程の改定について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

(遠藤会長)

JSPOの給与改定についてはどのように対応しているのか。

(森岡専務理事)

国家公務員の俸給表に準じた形としており、人事院勧告の内容を参照しながら、職員労働組合との労使交渉を経て改定する。

第6号：全国スポーツ少年団競技別交流大会の在り方について (益子副会長)

全国スポーツ少年団競技別交流大会の在り方について、以下の通り説明。

日本スポーツ少年団が実施している、「全国スポーツ少年団競技別交流大会」については、令和4年に策定した「スポーツ少年団改革プラン2022」において中止を含め大会の在り方を検討するとしていた。

この改革プランの内容を落とし込んだ、令和5年から5年間の取組を示す「アクションプラン2023-2027」において、本年度中に大会の在り方の方向性を示すとしており、去る3月1日・2日に開催された日本スポーツ少年団常任委員会、並びに委員総会において、今後の在り方について承認された。

まず、「全国スポーツ少年団競技別交流大会の基本的な考え方」は次の通り。

(1) 全国スポーツ少年団競技別交流大会は、スポーツの喜びを経験する機会・研修の場の提供、団員相互の交流といったことを目的としており、いわゆる「日本一を決める全国大会」とは趣旨が異なるものとして、試合以外にも、子供たちの交流機会を設定している。

(2) 全国ブロック代表又は県の代表チームが集まる大会という性質上、予選会を含めて、勝利至上主義を誘発する可能性もあり、その結果、過度な練習や不適切な指導が行われるなどにより、子供たちの心身両面に過度な負担がかかるといった面が懸念される。

(3) 都道府県への意見聴取でも「大会を継続するべき」との回答が全体の約8割以上を占めた一方、「大会を中止するべき」という回答も一定数あった。これらの問題を解決するため、子供たちにとって望ましい大会の「モデル大会」と位置付け、指導者・保護者の意識改革も含めて、スポーツ少年団が目指す大会の姿を明確に示

し、それをきっかけに国内の様々な大会にも普及・浸透していくことが望ましい。

(4) 開催にあたっては、大会運営に係る開催都道府県の負担軽減、夏の暑熱対策、自己財源の確保など、多様な課題に取り組むことが必要である。

(5) 大会の永続的な実施を提案するものではなく、一人でも多くの子供たちがスポーツの喜びを実感できる大会の開催・普及を目指すものであり、子供たちがスポーツの楽しさ、仲間との交流をこれまで以上に実感できるよう、競技団体並びに開催県とともに連携・協力することが重要である。

これら5つの基本的な考え方を踏まえた、全国スポーツ少年団競技別交流大会の今後の在り方について、結論としては、「全国スポーツ少年団競技別交流大会」として実施している軟式野球、バレーボール、剣道の3大会については、「大会の内容・運営方法を改善し、当面の間、継続」することとする。

なお、継続するにあたっての取組として、次の4点について、令和6(2024)年度中に継続して検討する。

(1) 子供たちにとって望ましい大会の開催・普及に向けて、「ジュニア・スポーツ大会レギュレーション(仮称)」を令和6(2024)年度中に策定し、競技団体並びに開催県と連携・協力し、令和7(2025)年度の大会から順次導入し、スポーツ少年団の理念に則った大会の「モデル大会」と位置づけ、独自ルール等の導入を含めて、スポーツ少年団が目指す大会の今後の在り方を示すとともに、ブロック大会や都道府県大会等への波及を目指す。

(2) 持続可能な大会運営に向けて、受益者負担の考えに基づき、参加料の設定、大会期間中の参加者の宿泊・食事・交通等は自己負担とすることなどを検討する。

(3) 大会の目的を再確認するとともに、いわゆる「日本一を決める全国大会」とは一線を画すものとして、大会の名称変更を検討する。

(4) 大会の今後の在り方等については、都道府県スポーツ少年団並びに競技団体の現場の協力を得ながら継続して検討する。

これら4点の取組みについて、具体的な内容、導入時期等の詳細については令和6年度中に検討することとする。

以上、全国スポーツ少年団競技別交流大会の在り方について諮り、原案通り出席理事全員一致で可決された。

(角屋理事)

令和6年3月28日から宮城県では全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催を予定しており、事前準備を鋭意進めているが、物価高騰のためバスの借上げや宿泊の確保で大会運営費が当初予定より大きく上回る金額になってきている。都度JSPOと協議し準備を進め、増額分はJSPOで対応いただくことになったが、今後、持続可能な大会運営に向けては、特に受益者負担や財源確保が大きな問題になってくるため議論頂ければと思う。

(益子副会長)

受益者負担については、これまでブロック会議等でもご意見いただいている。全国スポーツ少年団競技別交流大会では宿泊費・移動費は日本スポーツ少年団が負担

している。軟式野球・バレーボール・剣道の3競技以外にも、様々な競技を行っている子どもがいるが、この3競技だけ負担がないのは不公平ではないかとの意見もあるため、今後は受益者負担についても検討していく必要があると考えている。

(森岡専務理事)

3競技以外の全国大会については自己負担でやっているため、全国スポーツ少年団競技別交流大会について自己負担とした場合も、ハレーションは起こらないのではないかと考えている。

(越川副会長)

令和5年に千葉県にて全国スポーツ少年団軟式野球交流大会を開催した際、県の負担が思ったより大きかった。結果的に猛暑のために期間を短くしたことにより県の負担はなかったが、補助対象経費に当てはまらない経費も多くある。一方で、対象外経費であっても準備が必要な内容が含まれるため、その場合は県が負担することになる。参加料を設定したことによってどのくらい県の負担が軽減出来るのか。各県、財政状況が厳しい中で開催をしているため、より負担が少なくなるよう検討いただきたい。

(勝田理事)

集まって開催するゲームの原則として、安全の原則がある。県の負担や財源なども重要であるが、暑熱対策を含めた安全対策や全員が活躍できる場を大切にしていけることも重要である。

(池田理事)

地元の少年団の活動を見ていると、週5回の練習に加えて、土日の遠征などもあり週7回活動していることが当たり前にある。練習時間についても、低学年の場合でも夜遅い時間に設定され、帰宅すると22時、23時という活動環境にある。安全面を考える際には、子供たちの健康を守るという視点を抜きには考えられない。大会の在り方に加えて、活動環境の面についても併せて検討いただきたい。

(益子副会長)

子供たちが安全に健全にスポーツを楽しむことがベースにある少年団の理念は素晴らしいものがある。現状、まだ勝利至上主義という考え方も残っているが、複数の競技を子供たちに体験させているといった素晴らしい理念を持った単位団もある。そういった単位団をベースに、子どもにとってよりよい環境づくりをしていきたい。

(森岡専務理事)

令和6年度中に、子供たちにとって望ましい大会の開催・普及に向けて、「ジュニアスポーツレギュレーション(仮称)」を策定する。また、当協会として2021年に「発育期のスポーツ活動ガイド」を作成し、発育期に応じたスポーツ活動の在り方をしめしているため、この辺りもしっかりと広報していきたい。

(遠藤会長)

最近では異常気象が続いているため、熱中症対策には十分配慮いただきたい。

また、日本では単一競技(種目)を実施するケースが根強いが、全体の競技力向上の観点で考えた際には、複数の競技(種目)に取り組むことが重要であるため、スポー

ツ少年団の活動にも取り入れていけるといいのではないか。

報 告

1. 会務関係

(岩田常務理事)

会務関係について、以下の通り報告。

(1) 令和6年度スポーツ振興基金助成金の要望について

令和5年7月開催の第3回理事会において、遠藤会長に要望額を一任することを決議していた、令和6年度スポーツ振興基金助成金について、以下の通り要望額が決定した。

<スポーツ振興基金助成（日本スポーツ振興センター）要望額>

- 1.第47回全国スポーツ少年団剣道交流大会：11,677千円（R5 交付決定額比＋2,665千円）
 - 2.第22回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会：33,470千円（R5 交付決定額比＋8,161千円）
 - 3.第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会：14,058千円（R5 交付決定額比＋2,602千円）
- 合計：59,205千円（R5 交付決定額比＋13,428千円）

2. スポーツ・インテグリティ関係

(工藤理事)

スポーツ・インテグリティ関係について、以下の通り報告。

(1) 公認スポーツ指導者およびスポーツ少年団登録者の処分について

公認スポーツ指導者とスポーツ少年団登録者が、暴力など不適切な行為を行った場合は、「登録者等処分規程」に基づき、処分を行っている。公認スポーツ指導者6名について、処分審査会において審査し、以下の通り処分内容を決定した。

No	登録状況	性別	処分対象となる遵守事項の違反にかかる事実	処分内容	処分の効力発生日
1	バレーボール コーチ1	男性	身体的ハラスメント・虐待 心理的ハラスメント・虐待	資格停止 6カ月	令和5年12月29日
2	新体操コーチ4	女性	身体的ハラスメント・虐待	資格停止 9カ月	令和6年1月1日
3	バレーボール コーチ1/ スポーツ少年団 登録（指導者）	男性	身体的ハラスメント・虐待	厳重注意/ 厳重注意	令和5年12月29日
4	スポーツ少年団 登録（スタッフ） <剣道>	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待 暴言その他精神的虐待	活動禁止 24カ月	令和6年1月11日
5	柔道コーチ1	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待 暴言その他精神的虐待 パワー・ハラスメント	資格停止 12カ月	令和6年1月13日

6	空手道コーチ 4	男性	身体的ハラスメント・虐待 性的嫌がらせ（セクシュアル・ ハラスメント）	資格停止 18 カ月	令和 6 年 2 月 10 日
---	----------	----	---	---------------	-----------------

（遠藤会長）

以前、インテグリティは高潔性と訳していたが、今後は訳すことなくインテグリティそのものを使っていくことになるのか。

（勝田理事）

インテグリティは高潔性、健全性、真摯さ、品位等、様々に訳される。それゆえ、高潔性というだけでなく、安全性も含め、スポーツが多様でより大きいものとなるよう向き合うために、インテグリティという広い言葉を大切にしながら、向き合っていければいいのではないか。

（2）スポーツ団体ガバナンスコード適合状況（自己説明・公表）について

当協会では、更なるガバナンスの向上を目指し、自身のガバナンスコード適合状況を、年に 1 回更新し、ホームページで公表している。

令和 6 年 2 月 28 日に開催した倫理・コンプライアンス委員会において、今年度における適合状況の確認を行い、主に 4 点の内容について最新の情報に更新した。

1 つ目は、これまで、中期計画の目標達成を支援するプロジェクトチームを新設する旨を記載していたおり、実際に設置して活動を開始しているため、内容を更新した。

2 つ目は、外部理事の目標割合を 25%以上、女性理事の目標割合を 40%以上として設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じることを求めているが、令和 5 年 6 月に役員の改選を行った結果、外部理事 32.1%、女性理事 46.4%となり、共に目標割合を超えることとなったため更新した。

3 つ目は、評議員の改選を行った点と、それに伴って増加した女性評議員の割合 17.2%を更新した。

4 つ目は、令和 5 年 6 月に役員の改選を行った結果、10 年を超えて在任する理事が存在しなくなったことから、その旨従前の記載内容を更新した。

3. 国民スポーツ大会関係

（山本常務理事）

国民スポーツ大会関係について、以下の通り報告。

（1）第 78 回国民スポーツ大会冬季大会（北海道・山形県）の終了について

名称を「国民スポーツ大会」として、初めて開催した大会となる。

スケート競技会・アイスホッケー競技会は、1 月 27 日から 2 月 3 日まで、北海道苫小牧市において開催した。

スケート競技会の男女総合成績、女子総合成績ともに、長野県が第 1 位、アイスホッケー競技会は、北海道が第 1 位となった。

スキー競技会は、2 月 21 日から 24 日まで、山形県山形市、上山市、最上町にて開催した。

記録的な暖冬の影響で、ジャイアントスラロームの実施が危ぶまれたが、開催地の皆さまのご尽力により、無事に開催することができた。

総合成績については、男女総合成績 第1位は北海道、女子総合成績 第1位は秋田県となった。

各競技会とも地元選手が大いに活躍したほか、オリンピックメダリストなどのトップアスリート、著名アスリートが多数出場した。

それぞれの会場には多くの観客に会場いただき、地元のおもてなしを受けながら、大いに盛り上がった。

企業協賛については、国スポパートナーのほか、スキー競技会のパートナーとして、株式会社JTB様、株式会社置環様、沼田建設株式会社様にご支援をいただいた。

インターネット動画配信サービス「JSPO TV 国スポチャンネル」は、国スポパートナーの時事通信社様のご協力のもと、フィギュアスケート、アイスホッケー、スキーの決勝の見逃しアーカイブ配信を行い、約1カ月で46万件近くのアクセスとなり、SNSでも高評価を得ている。

最後に、冬季大会の開催地選定が大変厳しい中、また、短い期間で準備や運営にご尽力いただきました北海道および山形県の皆様、スポンサー企業の皆様、関係各位に対して謝辞が述べられた。

(2) 大会マークの変更について

JAPAN GAMES のブランディングに向けて、この度、国民体育大会が国民スポーツ大会に名称を変更することに併せて、大会マークを3月5日付で、変更することとした。

現行の大会マークは、炬火をモチーフとしたマークを使用しているが、今後は、「JAPAN GAMES」ロゴから採用した「J.G.マーク」に変更する。

これは、「JAPAN GAMES の新たな視点」の実現に向けて大会イメージの刷新を目指した取組として実施するもの。

大会マーク変更のスケジュールについては、令和8年開催の第80回大会からは、完全にJ.G.マークに統一することとする。

今年の第78回本大会から第79回本大会までは、現行の大会マークを使用した作成物などが、既に一部完成している事情に鑑みて、現行のマークを使用することも可能とした。

一時的に大会によっては両方のマークが使用されている状況も発生するが、関係者の皆様には移行期間としての対応であることをご理解いただきたい。

(勝田理事)

国民スポーツ大会の英語名称はどうなるか。

(岩田常務理事)

英語名称はJAPAN GAMESになる。

(霊池理事)

大会マークが選択可能な大会については本大会とブロック大会で連動しているの

か、もしくはブロック大会毎に使用するマークが異なってもよいのか。

(岩田常務理事)

移行期間は選択制であるので、ブロック大会毎に異なってもやむを得ない。

4. 日本スポーツマスターズ関係

(坂元副会長)

日本スポーツマスターズ関係について、以下の通り報告。

(1) 日本スポーツマスターズ 2025 愛媛大会の会期について

令和 7 年開催の日本スポーツマスターズの開催地は、既に愛媛県に決定しており、会期について愛媛県と協議した結果、開会式は令和 7 年 9 月 19 日（金）、各競技を令和 7 年 9 月 20 日（土）から 23 日（火）までの 4 日間に開催することが決定した。

一部競技については、例年と同様に会期前実施となり、水泳競技は国民スポーツ大会や他の国内競技大会との重複を避けるため、9 月 6 日、7 日の 2 日間とした。

自転車競技はロード開催となることなどから、調整の結果、9 月 6 日、7 日の 2 日間とした。

ゴルフ競技は、従前からゴルフ場の営業等を考慮し平日開催としていることから、男子は 9 月 8 日から 10 日、女子は 9 月 10 日から 12 日のそれぞれ 3 日間とした。競技会運営に必要な役員人数を確保するため、愛媛大会では男女で実施日を分けている。実施競技については、現行の 13 競技とする。

5. 生涯スポーツ推進関係

(森岡専務理事)

生涯スポーツ推進関係について、以下の通り報告。

(1) 生涯スポーツ・体力づくり全国会議 2024 の終了について

本会議は、スポーツ庁及び当協会をはじめとするスポーツ関係 8 団体、並びに開催県である愛媛県で構成する「生涯スポーツ・体力づくり全国会議実行委員会」の主催により、去る令和 6 年 2 月 9 日に愛媛県県民文化会館において開催し、643 名に参加いただいた。

今回の全体テーマは、『「Sport in Life」の実現を目指して、今、求められること』とし、全体会では、「地域の人々のスポーツを通じたライフパフォーマンスの向上に向けて」をテーマにトークセッションを行い、スピーカーとして、スポーツ庁の室伏長官をはじめ 4 名の方々に、それぞれの立場から発言いただいた。

また、主催団体がそれぞれ担当し 5 つの分科会を実施し、当協会が担当した第 1 分科会では、『「もっと、女性が、スポーツを楽しむ社会」の実現を目指して』をテーマに、スポーツ団体や自治体、企業など様々な分野のパネリストによるディスカッションや情報提供を行い、後半は参加者との活発な意見交換を行った。

「女性活躍」に込められた複数の意味について議論し、女性がスポーツを享受できる社会の実現を目指していくことの重要性について考える機会となった。

6. スポーツ指導者育成関係

(勝田理事)

スポーツ指導者育成関係について、以下の通り報告。

(1) 公認コーチングアシスタントと公認スタートコーチ（スポーツ少年団）の資格名称等の変更について

令和6年4月付登録期及び令和6年度の養成講習会から、「コーチングアシスタント」の資格名称を「スポーツコーチングリーダー」に変更する。

また、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」の資格名称を「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」へ変更するとともに、資格区分を「競技別指導者資格」から「フィットネス資格」へ変更する。

今回の変更は、「資格名称から受ける認識の改善」と「資格未保有者の受講を促進」することが背景にあり、「地域等のスポーツ活動において、資質能力を備えたスポーツ指導者の増加・確保に寄与」することを目的としている。

なお、スポーツコーチングリーダー資格については、令和5年11月開催の第4回理事会にて報告した、日本郵政株式会社との協賛契約に基づいたオンライン講座を令和6年4月以降に開始する予定。講座の詳細については、決定次第、プレスリリースするとともに、次回4月開催の令和6年度第1回理事会にて報告する。

スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格の養成講習会については、令和6年度以降、国庫補助金による委託事業での実施を開始する。

(2) 自治体・大学等との連携（スポーツ指導者養成コース）の促進について

令和6年2月6日、桐蔭横浜大学、神奈川県、当協会の3者で「運動部活動指導認定プログラム」に関する記者発表を行った。

これは当協会が実施する養成講習会と同等のカリキュラム・実施方法等であるとして承認したものであり、プログラムの修了者で希望する方は、公認スポーツコーチングリーダーを取得することが可能となる。

プログラムの特徴としては、桐蔭横浜大学が、神奈川県との協力・連携をはじめ、県内各自治体が進める取組とも連携し、各自治体で部活動指導者を担われる方を対象としている点である。

プログラムの修了者は、神奈川県が運営する人材バンク「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」に登録するなどの連携が想定されている。

JSPO 公認スポーツ指導者資格の取得方法について、本プログラムは、「スポーツ指導者養成コース(自治体・大学等が実施する講習会)を受講」する方法を活用したものとなる。

地域等のスポーツ活動において、資質能力を備えたスポーツ指導者を、より多く養成するためには、当協会と共同認定団体が実施する講習会の受講による養成や、講習・試験免除適応コース（大学・専門学校）の授業を履修することによる養成を増やすことに加え、自治体・大学等が実施するスポーツ指導者養成コースを受講することによる養成を増やすことが重要となってくる。

そのため、今回の桐蔭横浜大学のプログラムのように、自治体と大学等が連携しながら、地域のニーズに応じて企画されたプログラムにおいて、JSPO 公認スポーツ指

導者資格も併せて取得できる取組を促進していく。

(3) スポーツ指導者資格の公的な仕組みに関する検討プロジェクトにおける検討状況について

令和 5 年秋、「スポーツ指導者資格の公的な仕組みに関する検討プロジェクト」を立ち上げ、これまで 3 回の会議を開催した。

様々な社会課題の解決に貢献するため、スポーツ指導者に関する公的な仕組みについて検討を続けている。

令和 6 年 3 月中に最後となる第 4 回会議を開催し、内容を取りまとめ、次回 4 月開催の令和 6 年度第 1 回理事会において報告予定。

(遠藤会長)

部活動では技術面だけでなく、私生活の面に関する指導についても教員が担っている。外部指導者が指導する際、教員と同様に、生徒の私生活面に関する指導といった、技術面以外の指導力も必要ではないかという議論もある。そういった観点から指導者資格の国家資格化が出来ないかという議論を国会内で行っているところであり、本検討プロジェクトでも指導者や資格の在り方等について整理頂いている。本件はスポーツ庁とも連動しながら進めていただきたい。

7. スポーツ医・科学関係

(山本常務理事)

スポーツ医・科学関係について、以下の通り報告。

(1) スポーツと環境カンファレンスの終了について

「令和 5 年度スポーツと環境カンファレンス」は、令和 4 年度同様、日本オリンピック委員会 (JOC) と共催で開催した。

今回のカンファレンスは、中央競技団体向けとして集合形式で開催し、75 名の参加を得た。また、オンデマンドにて公認スポーツ指導者資格更新研修として配信しており、442 名の申込を得ている。

内容としては、日本トライスロン連合、三井不動産株式会社、ミズノ株式会社におけるグッド・プラクティスを紹介するとともに、「～気候行動 (Climate Action) に関する今後の活動について～」と題し、オリンピックを交えてディスカッションを行った。

特に今日では気候変動や地球温暖化による気温の上昇によりスポーツを実施する環境が脅かされつつあるため、JOC が「スポーツを通じた気候行動枠組み」に署名し、具体的な対策を行うべく準備を行っていること、この問題をスポーツ団体はもとより、スポーツに携わる者の一人ひとりが「自分事」として捉え、スポーツ界が一丸となって積極的に気候変動対策に取り組まなければならないことを話し合った。

今後も JOC と連携し、「スポーツと環境カンファレンス」を継続して開催していく。

その他

(池田理事)

スポーツ少年団の入団申込書内に誓約書があり、万が一、事故が発生した場合、賠償その他一切の異議を申し立てない旨の誓約書に署名する必要がある。団員登録する際の申込に際して、そのような誓約書を書くことは当たり前のことか。

(事務局)

詳細は把握していないが、日本スポーツ少年団で定めたものではなく、地域ごとに定められたものであると考える。

(岩田常務理事)

スポーツ少年団の登録は、単位団ごとに、市区町村スポーツ少年団が受け、都道府県スポーツ少年団が取りまとめ、日本スポーツ少年団に上がってくるため、県か市の方針もしくは単位団の方針ではないかと推察する。

(森岡専務理事)

地域によっても異なるが競技によっても異なる。日本スポーツ少年団として義務付けているものではない。

(工藤理事)

マラソンイベント等でも事故が発生した際は自己責任である旨の誓約書を書かせるが、主催者側が安全配慮義務を怠った場合に起きた事故についての補償等は発生する。書いた誓約書にそこまでの意味はないと思われるが弁護士等から正確な情報を得る必要がある。

(勝田理事)

予測に関する可能性の責任、突発的なことが起こった際の回避の責任や対応は非常に重要であり、原則は安全第一である。今後、よりスポーツが安全で安心なものとして持続していくためには重要な視点である。

(遠藤会長)

一度、弁護士等に確認の上、次回の理事会で報告させていただく。

・遠藤会長からの情報提供

スポーツ基本法が2011年に制定され13年がたち、その間、スポーツを取り巻く状況も変わってきている。

そのため、令和7年の通常国会でのスポーツ基本法の改正に向け、日本スポーツ政策推進機構において検討委員会をスタートさせている。今後はスポーツ議員連盟の中にも検討チームを立ち上げる予定。

以上の諸報告をいずれも了承後、16時50分に閉会。